

# 第 2 1 回 立 川 市 景 観 審 議 会

平成 3 0 年 7 月 1 8 日 (水)

○日 時 平成30年7月18日(水曜日)午前9時30分

場 所 立川市役所本庁舎3階302会議室

会 長 8番 堀 繁 君

副 会 長 3番 小 林 茂 雄 君

委 員 1番 加 藤 眞 理 君 2番 川 崎 和 彦 君

4番 小 松 清 廣 君 5番 酒 井 京 子 君

6番 杉 山 朗 子 君 7番 古 川 公 毅 君

9番 萬 田 和 正 君 10番 山 口 晶 敬 君

○欠席委員(1名)

11番 山 崎 誠 子 君

○出席説明員

副 市 長 田 中 良 明 君 まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 武 藤 吉 訓 君 景 観 係 長 後 藤 貴 子 君

景 観 係 主 事 斉 藤 史 晃 君

○届出者(7名)

○議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

・「立川市立若葉台小学校新校舎建設工事」について

(2) その他

・景観表彰制度(案)について

・平成30年度版景観啓発パンフレットについて

3 閉 会

開会 午前9時30分

○武藤都市計画課長 定刻となりましたので、ただいまより立川市景観審議会を開催したいと思います。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

本日使用する資料としましては、次第（案）、資料1を事前送付させていただいております。そのほか、次第「（案）」が取れたもの。資料2、平成30年度景観啓発パンフレットを本日机上に配付しております。過不足はございますでしょうか。

ないようですので、本日は山崎委員がご欠席となっております。

それでは、会長、進行をよろしくをお願いいたします。

---

○堀会長 それでは、議事に入ります。

次第に従いまして、（1）報告事項「立川市立若葉台小学校新校舎建設工事」についてでございます。

本日は、報告案件の届出者にお越しいただいております。立川市景観条例施行規則第37条第8項には、「審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。」としておりますが、これについてご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○堀会長 ご異議がないようですので、審議会として出席を求めることといたしたいと思います。

届出者の方の入室をお願いします。

（届出者 入室）

○堀会長 それでは、初めに事務局より説明をお願いいたします。

○武藤都市計画課長 立川市立若葉台小学校新校舎建設工事についてご説明いたします。資料は事前に送付させていただいております、資料1でございます。

本件につきましては、平成30年3月26日付で、立川市景観条例に基づき景観計画区域内における行為の事前協議書を受理し、前回、平成30年4月11日の第20回立川市景観審議会にて意見聴取を行いました。審議会からの意見を受けまして、平成30年4月19日付で市長から届出者に対して、行為の事前協議等の意見への対応について依頼を行っております。

これに伴い、平成30年5月30日付で行為の事前協議等の意見への対応についての報告を届出者より受理し、その後、平成30年6月1日付で景観計画区域内における行為の通知書を受理いたしました。

本日は、審議会からの意見の対応について、届出者より説明させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○堀会長　それでは、届出者より報告の説明をいただきたいと思います。

届出者の方、よろしく申し上げます。

○小林施設課長　ご意見をいただいた件についてご説明をさせていただきます。

まず、意見の1番としまして、「敷地北側だけでなく敷地東側、西側、南側についても景観について検証し、イメージがわかる資料を作成して提示すること。」といただいております。

添付資料のA3図面の1ページ目をごらんください。敷地東側、西側、南側の景観については、既存ブロックを撤去しまして、周辺道路、歩道から子供たちの様子をうかがえる形状に変更いたします。また、児童の安全という面から考えても、ブロック塀は撤去することが望ましいと考えております。

既存と計画案の断面図を作成しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、意見の2番目でございます。「全体的にディテールを工夫する余地があり、特に敷地北側部分の植栽、ベンチ、舗装についてはより一層の検討を行い、日本一の小学校を目指すこと。」と意見をいただいております。

A3図面の3ページ目をごらんください。敷地の北側部分におきまして、植栽の選定、ベンチの詳細、舗装のデザイン等、ディテールの工夫を行ってまいります。

続きまして、意見の3番目でございます。「外構について、単調にならないよう変化のある計画とすること。また、児童の安全面に配慮すること。」と意見をいただいております。

A3図面の2ページ目をごらんください。敷地内の桜につきましては、いただきました貴重な意見を参考にさせていただきます。地域の意見も踏まえ引き続き検討してまいります。特に特徴的な敷地東側の桜並木につきましては、樹木診断の結果も考慮いたしまして、既存の桜を保存することを視野に入れて慎重に検討を行ってまいります。また、敷地内のベンチや花壇、こういったものをなるべく丸みのあるデザインといたしまして、児童の安全面に配慮した計画としていきたいと思っております。

続きまして、意見の4番目でございます。「植栽については、立川市の風土や地域性、学校という機能を考慮した上で樹種を丁寧に選定すること。また、季節を感じられるよう、花の色や種類を検討すること。また、本数や配置について、将来的な樹木の生長を考慮し計画すること。」とございます。

引き続き、A3図面の2ページ目をごらんください。立川市の木であるケヤキと立川市の花であるコブシを植樹します。ケヤキについては、敷地の南東角に記載しております記号G、ちょっと見づらいですが、Gでございます。コブシについては北側広場に記載しております記号I、こちらの部分にそれぞれ植樹を計画しております。

低木は、前回お示ししましたサツキ、ツツジに加えまして、敷地北西側の記号Q、こちらにニシキギを植えさせていただきます。敷地北東側の記号R、こちらにはセイヨウアジサイ、敷地南東側の記号S、こちらにはジンチョウゲ、敷地東側の記号T、こちらのほうにはユキヤナギなどを植樹してまいります。花の色や種類に富んだ計画といたします。

また、図中の「開花・紅葉時期一覧表」に、今回新しく植樹する樹木につきまして、開花時期、紅葉の時期をまとめております。黄色が開花時期、赤色が紅葉の時期を示しております。この表を見ていただければわかりますように、1年を通じて花や紅葉を楽しむ計画としてまいります。

なお、樹木の本数や配置につきましては、樹木の生長を考慮して、過度な密度とならないような計画としてまいります。

続きまして、5番目の意見でございます。「校舎外壁については、圧迫感が大きくなりたくないよう、色彩やテクスチャーを工夫すること。特に外壁の色彩については、全体として統一感のある明るい色を選択し、現場において、実際に使用する材料等と照合した上で決定すること。」と意見をいただいております。

前回の景観審議会資料の立面図-1でご説明いたしましたとおり、色彩については、けやき並木と調和するアースカラーを基調としてまいります。同一色の巨大な壁面とならないように工夫いたしまして、一部アクセントとして濃い色彩、変化のあるテクスチャー、れんがやコンクリート打ち放しを用いまして圧迫感の軽減を行ってまいります。

なお、現場におきましては、実際に使用する材料のサンプルを製作しまして、色合いを調合した上で決定をしております。

続きまして、意見の6番でございます。「舗装についてはデザインを工夫した上で、

校舎外壁の色彩と調和した色彩を選定すること。」とございます。

A3 図面の3ページ目をごらんください。北側の舗装につきましては、ゲシュタルトによるデザインとしまして、校舎外壁の色彩と調和した色彩を選定し、場所に合わせた異なるデザインといたします。赤いハッチングをしてある場所につきましては、ゲシュタルトのデザインを検討しております。なお、詳細のデザインにつきましては、着工後、舗装範囲が確定した後に決定してまいります。

最後になりますが、以上で若葉台小学校についていただいたご意見についての回答の説明を終わりといたします。

以上でございます。

○堀会長　　今のご説明に対しまして、意見聴取ではありませんが、感想のある方、いらっしゃいますでしょうか。報告案件ですので、意見を述べるということではございませんが、感想をいただければと思います。いかがでしょうか。何でも結構ですが。

○杉山委員　　こうやって改めてまとめていただいてありがとうございます。

植栽の件で、感想でございますけれども、花の色を楽しむだとか、そういったことについてお考えのようで、楽しいかなと思ったりいたしました。その中で、私は立川の植生について余りよくわかりませんが、春先は、うちの近所ですとヒュウガミズキみたいな黄色い小さな花がすごくきれいに、ヤマブキですとか、すごく咲くんですね。秩父とかのほうの山になるとそういう黄色い花も、黄色い花はロウバイで1つありますけれども、このあたりに春らしい色という感じが、2月、3月に卒業式を待つとか、そういう感じがあると、さらにうれしいんじゃないかなという、ちょっとそんなような、年間計画みたいなお考えもさらにあるとよろしいのかなと、細かいことでございますが、そんな感想を持ちました。

○堀会長　　ほかにいかがでしょうか。何でも結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは私から感想を。今、杉山さんも言われましたけれども、丁寧に対応していただいてありがとうございます。特に断面図とかが具体的に出てきましたので、よりわかりやすくなったかと思えます。

別紙1の2ページ目のA3の周辺道路の断面図、これの感想を申し述べさせていただきますと、まず東側の1、今までコンクリートブロック塀があったところを合体させて、植栽を前に入れて、圧迫感を軽減されておられて大変結構なんですけど、セイヨウアジサイは、すぐ子供の背ぐらいにあっという間になってしまいます。低木というのは、木の

中では低いという意味しかありませんで、子供にとって高いか低いかというのは、低木の樹種を使ったから低いんだということになかなかありません。

ぜひとももう少し精査していただいて、子供から見ますと、目の前に立ち塞がるという意味では、セイヨウアジサイもブロック塀も、圧迫感はもちろん違うんですけども同じ存在で、やはり見通せるということが一つ安全・安心につながりますので、目線を超えて高くなならないような木というのを一つの判断材料としていただければよろしいのではないのかなと、感想です。

それから次、東側の2、その下の図になりますけれども、これは既存の擁壁があつて、これが壊せないということでそのままになって、上のブロック塀を取っていただいて、それはそれで大変結構で、高さが軽減されて、今まで1.5メートルだったものが1メートルになりますから大分変わりますが、ただ、特に低学年の子供からすると、1メートルも視線を遮るという意味では実は同じなので、ここのところ、既存の擁壁がありますので、ここはちょっと難しいかなと思うんですが、このあたりの10センチ、20センチ高い、低いというのは結構子供にとっては重要な話なんですね、大人からすると余り変わらないんですが。

こここのところの端部の処理ですね、このあたりもう少し工夫がないのか。ここに書かれている子供は、どちらかという和高学年の子供と思うんです。もう少し丁寧に視線を考えていただければと思います。小段を設けるのは難しいと思うんですが、既存擁壁の上のところの処理ですね、このあたりに余裕があるかどうか。

それからその次、東側3、下です。これは大きく合体させることができ、3メートル強の緑地がとれています。大変結構なことですが、これだけとれるのであれば、道路のほうを、等幅員だと思うんですけども、不等幅員にできると思うんです。等幅員と不等幅員はまるで違う雰囲気になりますので、この3.139mの緑地帯を使って、少し土どめの位置をずらすことによって、道路側のほうを不等幅員にできるのではないのかなと思います。そうすると、例えば木のほうに子供の視線を向けるとか、いろいろなことが可能になりますので、このあたりも検討されてはいかがかなという感想です。

おおむね全体に丁寧に検討されていることが大変よくわかるんですけども、なお一層丁寧に。子供も低学年と高学年では大分違いますので、そのあたりを勘案して、さらにお考えいただければと思います。

○杉山委員　すみません、もう一つありました。

今の断面図を丁寧に拝見いたしました。そのときに、メッシュフェンスが薄グレーを想定というふうになっておりますけれども、薄グレーというと、明度でいうと幾つぐらいなのかなとちょっと不安になりまして、N8とかなんかぐらいだとすると、周辺の緑より浮き立って、ちょっと白っぽく見えてしまう懸念があって、「薄」という表現は曖昧なので、できれば、緑になじむですとか、割と影になって見えないような、やや暗めのブラウンとか、やや暗めのグリーンですとか、グレーでもミディウムグレーだとかダークグレーとか、そのほうが見えにくいかなというようなことを感じますので、想定ということでございますので、またご確認になりながら決定を進めていただければいいかなと、そんなふうに思いました。

○堀会長　では、私のほうから引き続き感想を述べさせていただきます。

続いて、A3の2枚目ですが、これは杉山委員からも感想がありましたけれども、やはり春先の花がもう少し多様にあったほうがいいのではないかなと私も思います。前回も幾つかお話を上げさせてもらいましたけれども、少しこれは少ないかなと。特に、春先の花がロウバイだけで、ロウバイはご存じのように中国のもので、日本の在来種ではございません。この中に日本の在来種ではないものがいろいろまじっていて、だから駄目ということではないですけれども、やはり基本的には、地域にもともとあったものということに配慮されるのがよろしいのではないかなと思います。樹種に関しましては、まだ時間が大分ありますので、ゆっくり詰めていただければそれで結構でございますが、まだまだいろいろあるかなと思います。

丁寧にやっておられるなという印象を持ちましたので、外構部分につきましては、着工後もしばらく検討する時期もございますので、ぜひとも立川の未来を担う子供たちが楽しく学び、楽しく過ごし、楽しく集え、人生の大きな1ページとなるような、そういう校舎となりますよう重ねてご検討いただければと思います。また何か個人的にもご相談いただければ、親身になってお話ししたいと思います。

よろしいですか。ほかに感想はございませんか。

それでは、この案件に関しては報告をいただいたということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(届出者 退室)

○堀会長　それでは、次の議題に移りたいと思います。

2、その他の1つ目、景観表彰制度についてでございます。



事務局より説明をお願いいたします。

○武藤都市計画課長 景観表彰制度（案）についてご説明させていただきます。

本日机上配付しております資料2をごらんください。

立川市では、平成24年7月に景観行政団体となり、平成24年10月に立川市景観計画を策定し、現在6年が経過しようとしております。

その間には、まちづくりはハード整備からソフト事業への充実、また、社会的にも量から質への時代に転換しつつあります。また、これまでに市民に対して景観啓発として、市が主催する景観セミナーや景観学校教育等の実施を行ってまいりました。

景観に対する認識が浸透しつつあるものの、さらなる啓発を図るため、これまでとは別の手法による啓発事業の展開が必要と考えております。これらのことを背景としまして、これまでの取り組みとは別の事業として、景観表彰制度の実施を検討しております。

景観表彰制度につきまして、現在検討中の制度についてご説明させていただき、本日は、委員の皆様のご意見やお考えについてお聞かせいただければというふうに考えております。

景観表彰制度につきましては、立川市景観条例第25条に、「市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる者又は団体を表彰することができる。」と規定されております。また、立川市景観計画第8章において、「地域の特性を活かし魅力を高める景観づくりを目指して、地域で景観づくりに取り組む「景観づくり団体」の認定や良好な景観形成に向けた市民のルールづくりを促進するための市民活動の支援策、景観づくり活動に対する表彰の制度などについて検討します。」と記載しております。

それでは、具体的な制度について概要をご説明させていただきます。

まず、表彰を行う目的としましては、良好な景観形成に対する市民や事業者等の意欲を高めることにあります。

表彰の方針としましては、立川市景観計画でうたわれている景観形成の方針・基準等について、丁寧に対応しているものやそれにつながる自主的な取り組みを行っているものを表彰するものとします。

1つの建物についての外観やデザイン等を評価するものとはしません。先行して景観表彰を実施しているほかの自治体においては、その計画そのものやその建物自体を表彰しているケースが多くございますが、立川市では、立川市景観計画に基づきまして、敷

地内における内向きな取り組みではなく、周辺との関連性を踏まえて、まちに対しての景観的な配慮がされているかについて、評価の視点を置いて表彰したいと考えております。

また、既存の環境を守るという趣旨で実施されているような地域や団体等における公園、道路、水路等の清掃活動や草花の植栽活動は、対象外としたいというふうに考えております。

以上のことから、表彰については、1つ目が良好な景観形成に寄与する取り組み、言いかえればソフト面とそれによる成果を評価するもの。事例としましては、集合住宅や戸建ての街区単位での共用部分や外構部分について、自主的にルールを定めて街区単位で運用しているもの等でございます。

2つ目としましては、道路等の公共空間から見える景観に対する配慮がなされ、街並みに大きく貢献していると認められたもの。言いかえればハード面を評価するものとなります。事例としましては、道路から見える外構や植栽、夜間照明による演出、ベンチ等のストリートファニチャー等を建物と一体的に工夫することによって景観的に配慮がされているものなどでございます。

応募方法ですが、自薦または他薦による一般募集及び事務局推薦としたいと考えております。事務局推薦におきましては、景観区域内における行為の届出がなされているもので、完了手続きが終わったものを対象としたいというふうに考えております。

選考方法につきましては、第1次選考にて、事務局により主に書類審査を行い、第2次選考において、景観審議会の学識委員をメンバーとした選考委員会において受賞候補を選考していただき、立川市景観審議会において意見聴取を行った上で、最終的に市長が決定するものとしたというふうに考えております。

賞の授与方法としましては、景観セミナーのようなイベントの際にあわせて表彰を行うことや、ケーブルテレビ等のマスコミに取材してもらうことを検討し、広く市民に周知を図るとともに、シティプロモーションの一環として活用していきたいというふうに考えております。

結果の周知方法につきましては、市のホームページや景観パンフレット等に評価のポイントを添えて紹介していきたいというふうに考えております。

委員の皆様におきましては、ほかの自治体において類似する表彰の審査委員を務められている方もいらっしゃると思いますので、選考の視点や基準の設け方、選考会におけ

る審査の方法など、ご意見を伺えたらと考えております。

選考基準につきましては、景観のよしあしを数値化することはなかなか難しいと思いますので、具体的にどこを見て、何を評価するのか、どの辺までを明確にするのか。また、審査においても案件応募者に説明を受けるのか受けないのか、現場全てを確認するか等について、特に検討すべき事項というふうには認識しております。

今後の進め方ですが、今年度中に制度化し、次年度以降に運用する予定としております。

説明としましては以上です。ご意見、アドバイス等をいただければというふうに思っております。

○堀会長　それでは、今の説明に対しまして、ご質問、ご意見、アドバイス等ございましたらお願いいたします。

参考資料1で、都市パブリックデザインセンターや文京区、市川市の例が紹介されております。

いかがでしょうか。

○杉山委員　地域や団体等における公園、道路、水路等の清掃活動や草花の植栽活動は対象外とするというのは、これは割とほかですと入れている、景観まちづくり賞的な感じのところではよく採用されている活動の事例かと思えます。ここを避けている理由というのをお話しいただきたいなど、お願いします。

○堀会長　質問はよろしいですか。ではお願いいたします。

○武藤都市計画課長　確かに、公園とか道路等の清掃活動を表彰している自治体があることは承知しております。ただ、それを景観表彰制度として表彰するのがいいのかというのがあると思ひまして、例えば水路とかの清掃に関しては、環境の部門とかでもやっているところもありますので、そこを景観表彰制度でやるのではなくて、そういうところも含めて、そちらの部門でやってもらうところもあるのかなというふうに考えておひまして、ほかの自治体ではそういうふうにやっているというのは承知はしているんですけども、その部分は今回の景観表彰制度の対象には入れないで検討していきたいというふうに考えております。

○堀会長　私からの意見です。

目的で良好な景観形成に対するということと、それから景観づくり活動に対すると2つありますね。これでおおよそいいと思うんです。そうしますと、この目的を達成する

ために必要なのは、景観形成とは何か、景観づくりとは何か、これが正しく理解されないと、当然正しく活動されないし、当然正しい応募が行われぬです。

ごみ掃除、清掃すると景観形成になるのかということだろうと思うんです。花を植えると景観づくりになるのかということだろうと思うんです。

問題は、この目的、景観形成に資する形での清掃であれば景観形成活動だと言っていると思うし、景観づくりに資する花いっぱい運動であれば景観づくりと捉えていいと思うんです。ただし、なかなかこれは見きわめが難しいです。花さえ植えればいいんでしょうとか、清掃すればいいのねという形で誤解されかねないので、最初の姿勢としてそういう一線を引くというのは、私はやり方としてあると思います。つまり、この一文を見ると、花を植えるだけでは景観づくりにならないのねということを言っているわけですね。全くそのとおりだと思うんです。

理想的には、景観形成とは何か、景観づくりとは何かということ、この賞の設立と同時に詳しく解説し、誤解をなくし、最終的には、立川市がいいまちになるということにつながることを期待しているわけなので、そういうことにつながるような景観形成をうまく説明していただくということが一番必要なのではないのかなというふうに思います。

そうすると、今のような杉山委員のような、ある種の誤解というか、ある種の混乱といますか、そういうのもおのずとなくなっていくのではないのかなと思います。それを説明しないまま、これは駄目と言われると、どうしてということになってしまうのではないのかなと思います。そこをご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○川崎委員 景観形成という言葉自体が非常に曖昧といますか、定義とかいろいろなことを決めていくと、余計がなじがらめになって広がりがなくなってしまうということもあるんですが、やはり景観という一つの、個々のばらばらなものではなくて、ある地域の一体化した共通の美意識なり意識というか、そういうものが表現されたものという、それはやっぱりビジュアルなものだと思うんです。

要するに、この表彰の対象になるものの全国各地の事例であるとか、具体的な、こういうものだったらそういう対象になるとか、市民に対する景観賞を啓蒙するに当たっての、言葉プラス具体的な説明が要るんだろうというふうに思っています。

私はたまたま、伝統的な建物の街並みというか、伝建地区の関係をずっと長くやっております、そういうところは、木造の建具であるとかそういうものをファサードにちょっとしたアレンジを、例えば門口に一輪挿しを各家がセットして、家ごとにみんな違う花があるとか、あとは入り口のガラス、木製建具のガラス戸の腰板を、古いままではなくて磨きたてて、それを非常にすがすがしい感じに仕上げているとか、道路に水を打ったりしながら、通り全体に非常にさわやかな感じを与えると、そういう共通の美意識みたいなものを膨らませていくような、その具体例というのが要るんだろうなというふうに思っています。

○堀会長　　今の話で、どこが景観形成であったのかということを説明する必要が多分あって、その説明がないと、建物をピカピカにすればいいねと、花を生ければいいのねという話になって、それが大分誤解を招きます。やはりその基本は、景観とは一体何なのか、景観形成というのはどういうことなのかということ、その1点にかかると思うんです。その説明がつけ加えられて、初めて今のような事例も意味を持つてくると思うので、その辺は事務局の力量によるかなという、ちゃんとうまく市民の人たちがわかるように説明できるかどうかということにあると思います。

今の例は、私は大変わかりやすかったんですが、なかなか普通の人にわかるように説明するのは難しいのではないかと思いますね。

先ほど市長が、崖線、農地、植木生産ということ为例に挙げて、立川の独特の資源といますか、固有の土地ということを説明されましたが、景観の仕事は、そのような立川にあるものを市民実感とか土地実感にしていくこと、すごい崖線があるなど実感できるようにすること、これが景観形成なんですね。

農地があるけれども、みんなびんときていないのを、うちにはいい農地があるよねという実感に変えていく仕事、これが景観形成です。そういう景観形成とは何なのかということのを正しく説明し、恐らくその中には相当の事例を入れないと、わかってこないということがあると思うので、これから立川市景観賞を立ち上げるに当たっては、そこをどのくらい丁寧に解説できるかにかかっているような気が非常にしますね。これは私の感想です。

いかがでしょうか、どうぞ忌憚ない意見を。お願いします。

○酒井委員　　私も、ソフト面のところで草花の植栽活動は対象外ですけれども、ハード面のところでは植栽というのが入っているんですね。なので、ちょっと矛盾しているか

などという、草花、花いっぱいとは駄目だけれども、建物と一体となっているものはいいんだというような、ちょっとそういう矛盾があるかなと思います。

○堀会長 矛盾じゃないように説明できていないというふうにご理解いただければと思いますね。

○酒井委員 建物とは全然関係なく、先ほど会長もおっしゃっていたように、崖線の風景が景観に値するのとか、私が思うには、五日市街道のケヤキがもぐら街道になっているようなところも、それも立川の景観としては大事なものだと思うんですけども、そうするとそれは含まれないのかなというのもあるので、一つ一つの推薦されたものに適しているかどうかなのか、ちょっと曖昧なところがあるのかなというので、もう少しこころ辺は、私たちは景観審議委員になっているので、多少こういう下地というのがありますけれども、一般の方が応募するときには、そういうのは全くなくて、自分が見ていいなと思うものをどんどんという、これは適しませんよ、どうですよと、その辺がちょっと矛盾があって曖昧かなというのは感じました。

○堀会長 今のご指摘も大変重要で、善意で上げてこられる方が、門前払いのようなものを上げてくるのは忍びないので、上げる時点で、これは景観だと自分で十分理解した上で応募できるような形にしないといけないと思うんです。景観形成ではないものをどんどん上げてきて、全部駄目ですよというのは、ちょっと冷たい行政になるので、間違いないようにしておいていただければと思います。

普通の人には、やはりこの違いというのはなかなか理解できないですね。例えば、街並み整備と街並み景観整備の違いは何なのかということがわかる人は極めて少ないです。そこはやはりよく理解していただくようにしないと、何を狙っているのかが十分伝わらないのではないのかなと思います。

いかがでしょうか。

○小林副会長 質問なんですけれども、最終的に表彰する数というのはどれぐらいのイメージですか。1つとか2つとかのレベルなのか。それとも立川市景観賞、ネーミングはいいと思うんですけども、そういう大きな賞だけを与えるのか。ほかの賞だったら、奨励賞的な、市民団体とか活動とか、そういうちょっと弱い賞を与えることもあるんですけども、その賞のイメージをちょっと教えていただけますか。

○武藤都市計画課長 まず、これを考えるに当たりまして、景観の表彰にどれだけの方が応募してくるのかどうかというのは、ちょっと気かりな部分もあって、実際に市民

の方が応募してこない可能性もあるのかなというのも思っている部分もあるんです。

考えているのは、表彰そのものなんですけれども、それが1個なのか2個なのかというのは、この中で検討していきたいというふうに考えているんですけれども、実際には、そのもの自体は1つの賞を考えていきたいというふうに思っていますが、それは意見の中で、こういうものもあったほうがいいんじゃないかというところについては、今後検討していきたいなというふうに思っています。

○小倉まちづくり部長　ほかの団体でいきますと、必ず年度内に市長賞、優秀賞みたいな形で、数を決めて上げるというところもあるんですけれども、今、事務局で考えているのは、値するものがあれば表彰すると。ですから、場合によっては、例えば平成31年については該当なしといったこともあるんじゃないかという想定をしています。

ですから、固定的に市長賞、副市長賞みたいな形で、必ず1つなり2つなりというものを表彰するといった考えは、今のところは持っておりません。

○小林副会長　数は少なく厳選して与えるというイメージですか。

○小倉まちづくり部長　そうですね。本当に立川市の景観まちづくりに寄与している中身、配慮がされている行為というんですか、そういったものに対して表彰したいと。ばんばん切るようなことはしたくないと。

○小松委員　応募があるかないかというのは当然気になるところなんですけど、意欲を高めて景観づくり活動に意識啓発を図るというのが目的ですから、この目的を掲げて表彰制度をつくって、表彰に手を挙げるものがないというほど恥ずかしいことはないと思うんですね。

ですから、言い方は悪いんですけども、幾つかの候補者を独自に絞って、こういったところが意欲を高めて景観づくりの先駆となるものですよという事例を自発的に表彰して、そういったものがあるほど景観賞に値するののかという事例をある程度先駆的に示してあげて、その後、意識の醸成を図りながら一般市民公募をしていくというやり方をしないと、なし崩し的に、応募がないので、もうそれでおしまいということになるとちょっと、何のために景観賞という賞をつくるのかというのが寂しいなと思います。

○武藤都市計画課長　すみません。言い方がまずかったですけれども、一般市民の応募と、それとは別に、当然事務局のほうでも届出をいただいているものもありますので、それも含めて景観の中で、表彰については考えていきたいと思っています。

ただ、私の言い方が悪かったんですが、一般市民の方がこれを読んで、先ほど言われ

た景観とは何なのということがわからない中で、応募してくる方がいるのかどうかということと言いたかったんですね。当然、事務局側では、景観の届出書を出してもらっているのですが、そういう部分では、表彰するに値するようなものに関しては、事務局側からは提案していきたいというふうに考えております。

○古川委員　私は、次のこれを見ていたんですが、これは会長がおっしゃったように、景観とは何かとかということを知りやすくしてあるので、こういうのに適するものだというワンセットでPRされると思うので、これを見ながらだとかかなりイメージが湧くかなという気はします。

小松委員がおっしゃったように、こういうものが、今まで議論した中で、大分いいものが立川市の中でもあったような気がするのですが、そこら辺のイメージを少し具体的に、先ほどちょっと事例の話も出たと思うんですが、より具体的に示されるとわかりやすいかなという気がします。

○小倉まちづくり部長　本市におきましては、景観計画といったものをつくってございまして、3地域7地区といった地域特性、地区特性といったものを景観計画に示してございます。まずここが1つの、これは定性的な形ではないですが、ビジュアル的なものではないんですけども、この地域、この地区については、こういったものについて配慮しましょうということを定めてございまして、それに対して配慮事項書といった届出制度をつくっていると。1つは、ここの行為、建築物でもいいですけども、それに対してそれがどういうふうに景観特性に寄与しているかといったことを対象にしていきたいと。

先ほど課長が言ったものとして、個々個別の敷地単位のものではないですよと言ったのは、よくあるのが、建築のデザイン賞的なものというのがあると思うんですけども、それは地域なり、地区なり、道路側から見たときに、もしかしたら建築デザイン的には非常に優秀なものかもしれないけれども、地域的に突飛なものになる可能性もありますので、それは景観といった視点において、どういうことが地域特性、先ほど言った古い木造の街並みなのか、それとも緑の多い街並みなのかといったようなところにおいて、行為そのものが景観に寄与しているのかといったことを対象にしていきたいということでございますので、まさに次に報告させていただきますパンフレットですとか、これの大もとというのは、もちろん、景観はこういうことですよということと、景観計画そのものを市民の皆さんに周知して行って、認識していただくということが、表彰制度の最



大の目的であるということでございます。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○川崎委員　今、パンフレットを見ているんですけども、自分たちのまちの中でこれが当てはまるのかというか、これだといまひとつわかりにくい部分があるかなと。

例えば、ここで景観形成で審査している新しい巨大プロジェクトの道路沿いの景観とか、そういうものが非常にすぐれているということであれば、その事業者を表彰するということもあり得るのでしょうか。

あとは、個人に対する表彰というより、むしろ地域の人々、その地域を形成している人々の努力に対して表彰するということになるのでしょうか。そうすれば、それは完成した形ができなくても、そういう活動に対して応援をするというか、後押しをするような、例えばさっき副会長がおっしゃった啓蒙というか、そういう人々というか、地域を育てるというか、そういう団体をいっぱいつくるということを目的にすることもあってもいいだろうと。

ただ、非常に主観的な部分が多いので、それをどういうふうにちゃんとわかるように説明できるかというのが、非常に難しい問題ではあると思っています。

○古川委員　今おっしゃったのは確かにそうで、きょう報告を受けた若葉台小学校をとりますと、そこの敷地の中はこんなふうな努力がされると、それとあわせてけやき台団地のあたりが自主的に取り組んで、それとバランスのとれた工夫がいろいろ、これまでもそれぞれ地域でされているけれども、それをきっかけに、より具体的に取り組まれるというような事例がもしあるとすると、それは対象になってくるかなというようなことを思いました。

確かに敷地だけでは、こちらがやられるのを、どうこうというのは確かなじまないかもしれないけれども、周りとおわせて取り組みがなされれば対象になるかなという感じがしますね。むしろそういうことを誘ってみるというか、誘導してみるということも大切なかもしれないですね。

○杉山委員　いろいろご説明などを聞いていると、かなり意識高い系なことを期待されているようですね。先ほど啓蒙というお話がありました。私も多少ですが、少し幾つかかかわっておりますけれども、例えば区民とかから上がってくるというのは大変数が少ないと思います。

なおかつ、名称を上げてきてしまう、さっきのけやき並木だったらいいだろうとか、

じゃそれは違うでしょうと、もちろんそういう意見もあって、上がってきてもとらないというお話もありますし、先ほどの花にしても、非常に計画的にやっていて、なおかつ景観を意識しながら、みんなのためにということでやっているというようなことで、レベルが幾つかあるので、そういういいものを拾うというようなことは、審査会などでおやりになると思うんです。

最初から窓口を閉めるということだとか、かなり私は難しいなと、正直とても大変な公募を始められるのかなというように、聞けば聞くほどちょっと不安になってまいりました。

例えば、ここに書いてある対象範囲という中で、私が余りよく知らない事例の景観地区とか新しいニュータウンみたいなところで、みんなでルールをつくったということが、最初の立ち上げから自主管理組合に移って、それを想定されているのかなとか、私は割と町なかで景観賞を見ている場合が多いので、こういう住宅地が多いようなところだと、想定がおありになるのかどうか、あってこういうお話になっているのかなという、本当によくわからない感じが正直いたします。

ここに書いてある例に、既に完了しているもので云々かんぬんからいくと、夜間照明の演出までは個人でできますよね。でも、ベンチ等のストリートファニチャーについてとなると、これは大体民間ではやれないですから、パブリックな仕事になります。それで、パブリックを表彰するというのは、どこでもなかなかやっていないんですね。パブリックを表彰するつもりでいらっしゃるのかどうかというのも疑問、感想レベルではちょっと思ったりいたします。

啓蒙とか、市の方に景観のことを考えてもらうときに、その活動というふうにならなくて改めて敷居を低くしながらも啓蒙できるというか、意識高くできるという方法についてご検討いただくと、私なんかも勉強になるので、ぜひそんなふうにしていただきたいなというふうに思ったりいたします。

このところ、私、ちょっと変な事例を幾つか見てきて、感想がもう一つあるんですけども、私がアドバイザーをやっているところがあるんです。アドバイザーのメンバーでは割と共通認識がすごく高くて、同じことを考えているんですけども、景観賞を設置したところで、景観賞は全く違う方が選んでいるんです。そうすると、こちらで規制しているものを選んでいるんですね。それははっきり言って何回も起こっています。いろいろなところで起こっています。

というふうに専門家でも選ぶ選考基準が違うというのは正直言ってあるんです。今でもあります。だから、やっぱり難しいんだなとこのごろ改めて思っていたところなんです。そこにこの景観賞という提案を拝見しました。

なので、大変なのかなと、皆さん大変になりますよねとか、ちょっとそんなふうに、景観形成ということ、それから景観というのと建物のデザインの違い、それはもうみんな割合周知されているかなと思ったりします。ここの中でも、花いっぱい運動なんかも事例に挙げているわけだし、ビューティフルウィンドウズ、割れ窓理論なんてなっていますけれども、こういったようなこと自体が景観形成にという、こういう認識でいらっしやるのだとしたら、ちょっと書き方が変わってくるのかなというように、目指すところが高いというのは大変いいことだと思いますけれども、あえて啓蒙というような初期段階だと思ってもいいのかなと、それはいつもいつも繰り返し、戻って少し進む、戻って少し進むという、景観とはそのくらいのものかなと最近実感している、本当に個人的な感想でございます。

○堀会長　結局、混乱のもとには、景観とは何かわかっていないという人たちが集まっていると、そういうことが当然起こるので、当たり前だけど、この運動の最初には景観とは何か、景観とは何かわからないと景観形成とは何かわかるわけがないので、そこをきちんと審査する側も含めて、勉強をしっかりとするのは当たり前のことで、多くの自治体の審議会は、景観を何も知らない人たちが集まって景観審議会と名乗っているだけで、それは混乱が起こるだろうと思います。

だから、少なくとも立川市は、そういう混乱は最初から起こらないと思いますので、改めて景観とは何なのか、景観形成とはどういうことか、景観づくりって何をすることなのかということを理解してもらおうということが重要で、もう一つは実践をサポートすることですね。やはりいい事例をたくさんつくることが何より効果的で、景観づくり活動の優秀事例をたくさん最初につくれば、あとは、こういうことなのねとわかるわけなので、それは市の仕事が景観賞をつくることよりも景観づくり活動を進めることのほうがずっと重要ですから、そのあたりをどういうふうにやっていくのかということをご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山口委員　私は、表彰制度をつくっておくことは必要だと思っています。その上で、表彰するものを毎年何件とか義務化しないで、本当に景観形成の趣旨に合った、表彰す

るべきと思われるもの、他の模範になるものをきちんと表彰するというふうに、運用をうまくやっていくことが重要ではないかというふうに思っています。

○堀会長　ありがとうございます。

理想的には、最初はよくわからなかったので景観賞に余り選ばれなかったけれども、5年、10年たったら、立川市の至るところで正しい景観づくり活動が行われて、年間10件も20件も表彰する事態になったという、そうなるのが理想的ですね。それはなかなか大変だと思いますけれども。

どうぞ。

○川崎委員　立川は、駅の周辺をコアにした都市景観と、あとこの地域の新しい巨大プロジェクトの景観と、伝統的な五日市街道沿いのけやき並木とか、農村、畑が広がる地帯とか、そういう部分で、それぞれに景観のあり方について違った美意識というのが多分あると思うんです。その辺も含めて景観を区分けしていくことも要るのかなというふうに思います。

○加藤委員　こちらの審議会で何度か見せていただいたいろいろな物件で、事業者の方々が来られていろいろなご説明をいただいて、景観審議会、まとまりのある形かどうか、ばらばらのものも含めて投げかけたものにお応えいただいたいろんなものがあって、その中にも今までも、これは表彰に値する、例えば費用と労力とをかけて景観審議会の意見に応じてこられたようなものについて表彰していくようなものがあると、インセンティブにもなっているのかなという思いはすごく持っていたものです。今までもほかに、この審議会にかかるもの以外にも届け出などが出ていて、その中にも表彰したいと、事務局の方あるいは市がお思いになっているものがあるのであれば、その中から徐々にやっていくのはとても効果的なのではないかと思います。国民栄誉賞的なものとか、市民栄誉賞的なものもそういう形で今までもされていて、その後の広報の仕方とか市民への出し方で、そういうものを市としては目指しているんだな、批判も受けるかもしれませんが、それを出していかれるような、ホームページに載せるとか、そういう活動のほうにすごく力を入れていただくようなことが、最初の時点ではいいのかなと感じました。

特に、本日資料としておまとめいただいたものが、それぞれ品川区や中野区であると、緑を中心にしたところを、まずマンションを建てるのだったら、その周りをまず考えてほしいというところに狙いを定めてやっていかれるというのもそうですし、立川だった

ら何なのかなというのが、皆さんのご議論を聞きながら考えていました。私なども、もともとが関西人で、京都出身なので、先日の若葉台小学校などでいいますと、できるだけ五日市街道にも近いから、ケヤキの木を持ってこられたのかという感想があった。ニシギギのあたりわからなかったんですけど、私が五日市街道を市の方のご案内で見せていただいたときには、生け垣というか、緑のちょっと濃い目の昔ながらの木々があったりというイメージがあったので、そういうものが出てくるといいのかなと思ったりしていたんです。あるいは武蔵野のクヌギじゃないですけども、川沿いのところに見かけたりしていたので、そういうイメージの部分があってもいいのかなと思ったんですけども、それが地元の方が望まれているのでなければ、ちょっと違うかなと思ったので、きょうも出てきたところでそれ以上のご意見はすべきではないのかなと思って、何も申し上げていなかったんです。そういうプラスアルファの何か、これはと思うものに細かく表彰していかれてはどうかのかなというイメージを持ちました。

すみません、散漫な言い方になりました。

○堀会長　大変重要な指摘だと思うんですね。景観賞で一番重要なのは、何でこれに賞を出すのかという、やはり論理的な理屈づけだと思うんです。そこを市民が感じて、なるほどこういうことが大事なのかとわかってもらって、まさに啓発が進むということが理想なんですね。

単にあそこが賞をもらったというだけだとわからないですね。何でこれに賞が出たのかというところが重要で、今の話は簡単に言うと、余りうまく工夫されていないものをこういう工夫をした、景観的な配慮して工夫してよくなったと、そのよくなったことに対して賞を出したらどうかということですよ。それは説明しないと絶対にわからないんですよ。そこが一番賞の肝ではないのかなと思いますね。

○小倉まちづくり部長　まさに今、委員がおっしゃられたとおり、一つの例でいうと、グッドデザイン賞という有名な賞がありますけれども、あれは必ず審査員講評が、何でこれがグッドデザイン賞になったかというコメントが入っているんですね。

これが我々も重要だと思っていて、単純に事業者に対して表彰状を出すのではなくて、何ゆえといったところをちゃんと付して、それを講評して表彰を上げると。ここを我々事務局では、グッドデザイン賞の講評の仕方はいいよねということで、少し参考にしていきたいなと思っているんですけども、ぱっと見、普通の人気が気づかないんだけど、結果的に樹種がこうなったということに関して、届出制度の中でこういった

協議をして、こういったことに配慮して、結果的にこうなったんだということをしっかり表彰の評価としてコメントを出すと、これが一番、事務局としては肝であろうと。その視点について、どういう項目立てをしていくのかというのは、これから少し細かく事務局のほうで整理をさせていただきたいと思っていますので、まさに我々が今想定しているものは、単に表彰状を上げるのではなくて、このコメントを講評することが重要であろうというふうに考えてございます。

○堀会長　ほかにどうぞ。

○酒井委員　そうすると、ますます景観というものが何なのかというのが大前提というか、そういうことになってくると思います。応募する人が、自分がこれが景観に適しているのかどうかと、多分、どういう状況であれよくわからない。そうすると、例えばほかの自治体のこれを見ますと、部門がすごくたくさんあるところとかもありますので、そういうのである程度幅を持たせるというのですか、そういう方法もあるかなと思います。

○堀会長　いろんな自治体でたくさん景観賞を出していますけれども、景観賞は当たりさわりのないで出しやすいんですよ。建築賞とかというと、建築的に何で俺のほうが悪いんだみたいな話とかいろいろ出てくるので、ざっくり景観賞と言っちゃうと、それこそさっきのごみ拾いも、景観賞と言っちゃうと、丸くうまくおさまるみたいなところがありまして、何でも景観賞にしてしまうんですね。

そうすると、マイナス、弊害もありまして、つまり景観とは何なんだろうと、やっぱりわからなくなってしまう。そうすると、正しく景観をつくるとか、景観形成しようという機運も削がれるんですね。正しく景観を理解していただいた上で、正しく景観形成を行ってほしいと思うので、やはりそういうところは排除するべきなのではないのかなと私は思います。

よろしいでしょうか。

大分、感想をいただきましたので、このあたりにさせていただきたいと思います。いろいろなご意見が出ましたので、景観表彰制度の制度設計や運用準備の際に参考としていただきたいと思います。

引き続きまして、次第に従って、その他の2つ目、平成30年度版景観啓発パンフレットについてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○武藤都市計画課長 平成30年度版の景観啓発パンフレットについてご報告いたします。

本日机上配付させていただきましたカラーのパンフレットをごらんください。

本パンフレットは、景観に対する認識を市民に啓発するため、平成28年度より毎年一部記事を更新して作成しております。

最終ページをごらんください。昨年度実施しました景観セミナーと景観学校教育に関する記事を更新しております。

説明は以上でございます。

○堀会長 何かございますでしょうか。

これは先ほどの景観形成とは直接はつながらない。かぶるところはありますけれども、景観形成とか景観づくり、具体的にどういうことをしたらいいのかというところを書いたものではないので、これはこれとして見ていただければと思います。

何かご質問、ご意見、感想はございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○酒井委員 ちなみに、1ページにいい例として出ている、これは立川市のどこかのお店とかそういうのを使ったものなのでしょうか。

○武藤都市計画課長 昭和記念公園で。

○酒井委員 やはりそうですか。

○武藤都市計画課長 ちょうど今、A2・A3地区の反対側に昭和記念公園の建物があると思うんですが、そこの前です。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

○小倉まちづくり部長 下はイケアです。

○酒井委員 下はイケアさんだけでも、大分ぼそぼそと、余り手入れしていないですね。ちょっと一回みんなで喝を入れたほうがいいのかなど。ちょっとひどいですね。

○堀会長 まちづくりに興味ないんですよ、イケアさんは。これは景観審議会で言われたので、いやいややったんです。全然興味ないです。

○酒井委員 結構ごみも落ちていますし、枯れたのも平気で植えたままになっているので。

○堀会長 これは、イケアさんに意見として出してやったやつなんです。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました全ての議題が終わりましたので、第21回景観審議

会を終了させていただきたいと思います。

進行を事務局にお戻しいたします。

○武藤都市計画課長 委員の皆様、本日はありがとうございました。

事務局より連絡がございます。

まず初めに、今回、委員の方が新たに選出されたということで、資料の取り扱いなんですが、基本的には今回の資料につきましては、一番最後のパンフレットはいいんですが、景観表彰制度の資料につきましては、あくまでも今回のこの会議の中での資料という扱いにさせていただきたいと思いますので、取り扱いについてはよろしく願いしたいというふうに思っています。

今後につきましても、基本的にここで説明した内容につきましては、この会議の中で意見をいただくために出させていただくということを基本としていますので、それを外部に出すということはやめていただきたいというふうに考えております。

○酒井委員 こちらはいいんですね。

○武藤都市計画課長 それはもう配付していますので、そちらは大丈夫です。

本日の景観審議会の議事録につきましては、初校を事務局が確認した後、メールや郵送にてお送りしますので、確認のほうをお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了でございます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時45分